

建設経済常任委員会・文教福祉常任委員会 連 合 審 査 会 会 議 録

令和2年12月3日

寒 川 町 議 会

出席委員 杉崎委員長、細川副委員長

小泉委員、天利委員、柳田委員、太田委員、山蔦委員、柳下委員、山田委員、吉田委員
関口議長

説明者 黒木都市建設部長、畠山都市計画課長、伊藤健康子ども部長、
亀井健康・スポーツ課長、門脇主査、大山副主幹、大野主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第75号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理の指定について

午前9時05分 開会

【杉崎委員長】 ただいまより建設経済常任委員会・文教福祉常任委員会連合審査会を開催いたします。この連合審査会は、議案第75号について、その内容が文教福祉常任委員会の所管事項にも関係するため、会議規則第65条の規定により、文教福祉常任委員会との連合審査を行うものであります。議案は建設経済常任委員会に付託されておりますので、この連合審査会での審査は質疑までとし、討論、採決については建設経済常任委員会で行うこととなります。また、連合審査会は、本議案が付託されております建設経済常任委員会の委員長である私が主催させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議事に入りますが、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑してまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、議案第75号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理の指定についてを議題といたします。

執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 皆さん、おはようございます。それでは、付託議案第75号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定についてご審議をお願いいたします。なお、寒川総合体育館は都市建設部都市計画課が、パンプトラックさむかわは健康子ども部健康・スポーツ課が担当となりますので、本日連合審査会とさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明につきまして一括して都市計画課畠山課長が行い、質疑につきましては、各担当課の同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、シンコースポーツ寒川アリーナ、寒川総合体育館の指定管理者候補の選定結果についてご説明申し上げます。資料でございますが、タブレット資料02－1 議案第75号寒

川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定についてにつきましては、議案でございまして、私からの詳細の説明につきましては、主に資料02－2から02－5により申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

なお、資料につきましては、寒川町情報公開条例第5条に準拠し、法人の権利や利益を損なう情報に関しては黒塗り、もしくはページの削除をさせていただいておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

まずは選定に至るまでの事務手続きを時系列に沿ってご説明申し上げます。今回の選定につきましては令和2年9月1日より、後ほどご説明いたします指定管理者募集要項を公表し、募集し、9月23日には指定管理者説明会を開催し、4社の参加がございました。その後、10月12日から13日の申請受付期間において、うち1社から申請がございまして、10月30日の選定委員会においてプレゼンテーション及び審査が行われ、その審査結果をもって町長への答申を行い、候補者として現在に至ってございます。

資料02－2指定管理者の候補者選定の経過と概要の1ページをご覧ください。指定管理者候補者選定結果の概要でございます。上から順に、対象施設、審査実施日等、申請団体数、審査方法、選定結果、指定管理候補者としてシンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体が示されております。

資料2ページをお開きください。寒川町指定管理者選定委員会における審査の結果についての答申で、選定委員会から町長へ向けた答申書でございます。

資料3ページをご覧ください。指定管理者候補者選定に係る審査の結果でございます。全26項目の審査項目があり、各項目5段階評価のところ3点を基準点とし、全項目が満点の場合の合計点1,800点の60%に当たる1,080点を基準点として定める中、審査員9名による合計得点1,292点を獲得し、基準点を上回ったことから選定されているものでございます。

資料02－3指定管理者募集要項等をお開きください。1ページをご覧ください。シンコースポーツ寒川アリーナ、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ指定管理者募集要項でございます。こちらは指定管理者候補者を募るに当たり、指定管理に係る施設概要や利用状況、管理業務の内容や経費、申請手続きの流れなどの条件を示したもので、9月1日から10月13日までの期間において町ホームページや広報において周知し、募集したものでございます。

資料02－4指定管理者申請書類をお開きください。1ページがシンコースポーツ・静岡ビル保善から提出がございました指定管理者指定申請書の鑑でございます。

次ページにはグループ団体の内訳が示され、3ページからは、共同事業体でありますシンコースポーツ株式会社と静岡ビル保善株式会社間の指定管理業務に関する協定書が添付されており、名称、代表団体、業務分担、経費及び損失に関する事項等、共同事業体として指定管理を進めるに当たり必要となる事項に関する協定が締結されており、7ページには、一覧表として業務及び負担の区分が示されております。

資料8ページをご覧ください。事業者概要でございます。現在も指定管理事業者であることから、既にご承知の点多々あると存じますので、抜粋しての説明とさせていただきます。まず、シンコースポーツ株式会社でございますが、本店を東京都中央区日本橋に構え、代表は石崎健太代表取締役、設立は昭和53年11月2日で、業務内容は、指定管理者制度によるスポーツ施設の管理運営やコンサルティング

スポーツイベントの企画等を通じ、PPP推進事業、健康づくり事業等に取り組んでおり、主な実績としまして、県内では神奈川県立武道館、厚木ふれあいセンター、小田原アリーナなどをはじめ、全国における実績としては114自治体39施設の指定管理や業務委託の受注、PFI事業の実績がございます。

次ページ以降は、企業理念、団体の特色、組織図、有資格者の一覧でございまして、実際の実績の詳細につきましては15ページから73ページまで掲載されておりますので、ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

資料13ページをご覧ください。続きまして、静岡ビル保善株式会社でございます。本店を静岡市鷹匠に構え、代表は石井宏司代表取締役、設立は昭和41年5月2日で、業務内容は不動産管理業、清掃業、建築物並びに附帯施設の維持管理業務を主とし、県内では厚木市荻野運動公園や相模原市立総合水泳場をはじめとした共同事業体による指定管理や、静岡県においては単独による指定管理や共同体によるPFI事業の実績がございます。

次ページにつきましては組織図の添付でございまして、実績の詳細につきましては、74ページから108ページまで掲載されておりますので、ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料02-5事業計画書をご覧ください。事業計画書については、指定管理に当たっての独自の考えやノウハウが記載されているため黒塗り箇所も多く、ご理解いただきにくい部分もあろうかと存じます。そのため先ほど資料02-2指定管理者選定の経緯と概要の3ページでございました指定管理者候補選定に関わる審査結果に記載されております全26項目の審査項目に沿って事業計画で対応するページをお示しし、ご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、審査項目の大項目の1、事業計画の内容が当該施設の設置目的を効果的に達成できること、こちらの(1)当該施設の目的を適切に理解できているかに関しては、事業計画書の1ページから6ページが該当しており、スポーツに関する国や自治体の計画をよく理解した上で、町民の人口推移やスポーツへの取組状況等の把握ができており、課題の整理がなされております。

(2)の当該施設の管理運営に適切な取組方針が示されているかについては、計画書7から8ページにおいて、総合体育館は健康で豊かな人生を楽しむことができる社会の実現に寄与する目的であること、パンプトラックについては、ホイールスポーツの普及並びに身近な自転車などによるスポーツの推進、交流人口増に資するものであることを理解し、基本的な方針を具体的に示すものとなっております。

(3)のサービス向上に意欲的な事業内容が提案されているかにつきましては、事業計画書24ページにおいて、利用者へのサービス向上に資する取組として利用者意見の把握及び反映について具体的に示されております。

(4)の他にない斬新で魅力的な事業内容が提案されているかにつきましては、計画書43ページから55ページに記載されており、候補者独自の視点により施設や利用者並びに周辺環境も含め、改善、活用、連携など様々な事業の提案が示されております。

(5)の職員研修が適切に計画されているかでは、事業計画書112ページから116ページにおいて、施設運営並びに利用者へのサービス向上に資する研修に関する内容や実施計画が明確に記載されてございます。

(6)の情報発信の提案に工夫が見られるかでは、事業計画書34ページから36ページにおいて合理的、

効果的な情報発信について整理し、その記載がなされてございます。

続いて、大項目の2、管理運営経費の縮減等が図られる事業計画であること、こちらの(1)予算を有効かつ効果的に配分し、活用される内容であるかにつきましては、事業計画書117ページから123ページにおいて収支予算に関わる計画が考え方とともに示されてございます。

(2)の自らの努力により管理運営経費の縮減が図られているかでは、事業計画書124ページから127ページにおいて、今まで蓄積した指定管理のノウハウを生かした縮減の考え方を示しております。

(3)の会計処理が適切かつ安全になされる体制であるかにつきましては、事業計画書134ページから135ページにおいて、公金を取り扱うという理念の下、適正管理に向けた具体的事項が示されてございます。

(4)の利用者及び収入の増加を図るものとなっているかでは、事業計画書128ページ、129ページにおいて、指定管理期間における総合体育館及びパンプトラックの利用増を示す具体的な計画が示されております。

(5)の当該施設を維持するための効率的な人員配置ができているかでは、事業計画書96ページから99ページにおいて、組織、体制、人員等について具体的かつ明確な考えが示されてございます。

続いて、大項目の3、管理運営を安定して行う能力を有していることの(1)当該施設に関する専門知識を有する人材を確保しているかでは、事業計画書100ページにおいて、適正な配置が可能である旨が示されてございます。

(2)の住民ニーズを的確に把握できる能力を有しているかでは、事業計画書56ページから63ページにおいて、利用者ニーズの重要性をよく理解するとともに、その把握方法や反映する仕組みが具体的に示されてございます。

(3)の緊急時の態勢及び対策は適切に計画されているかでは、事業計画書146ページから157ページにおいて、人為的な危険や自然災害に対する安全確保について、その予防策や発生時及び事後の対応などがマニュアルを基本に対応する旨が具体的に示されてございます。

(4)の利用者のトラブル未然防止策及び対処方法は適切に計画されているかでは、事業計画書64ページから69ページにおいて、トラブルの未然防止策に関する取組をはじめ対応方法、対応体制、研修によるスキルアップなどが具体的に示されてございます。

(5)の団体の経営基盤が安定しており、管理運営を継続的かつ安定的に行うことが可能かにつきましては、事業計画書14ページから23ページにおいて、会社における過去数年の財務状況が示されるとともに、人材、技術的な資源や指定管理での経営についての考え方が記述されてございます。

大項目4、個人情報適切に管理できることの(1)個人情報保護に対する方針及びチェック体制は整っているかにつきましては、事業計画書136ページから138ページにおいて、プライバシーマークを保有するとともに関連法及び条例等を把握した上で、チェックシート等の利用はもちろんのこと、社内マニュアルに基づき情報の取扱いや事故時の対応に取り組むことが示されてございます。

(2)の職員研修で情報管理に関する教育が計画されているかでは、事業計画書139ページにおいて、継続した社内研修の実施と知識の向上に取り組むことが示されてございます。

大項目5の地域の活性化につながるものであることの(1)当該分野において地域の核となる施設を目

指す事業計画となっているかにつきましては、事業計画書101ページから108ページにおいて、地域社会との結びつきを重要視し、町民、行政、事業者等、体育館を核とし、関連する様々な団体と連携し、活性化を図る旨が示されてございます。

(2)の地域経済の活性化につながる計画となっているかにつきましては、事業計画書109ページから111ページにおきまして、積極的に町民の雇用に取り組むことが示されるとともに、107ページでは、第三者委託や物品調達については地産地消を継続することが示されてございます。

大項目6、利用者の平等な利用を確保できるものであることの(1)常に利用者の立場になって管理運営ができるかにつきましては、事業計画書37ページから42ページにおいて、公共施設であることを十分に認識し、性別、年齢、職業、社会的身分などにより利用の拒否、制限はすることをしない、平等利用の原則に基づき、公平な施設予約への取組やバリアフリー、ユニバーサルデザインを採り入れる施設とする視点での考え方が示されてございます。

(2)の利用者への説明責任を果たすことができるかにつきましては、事業計画書140ページから141ページにおいて、寒川町情報公開条例の遵守を基本とするとともに、施設指定管理者が率先して町民に対し情報提供を行い、施設及び事業内容の理解を深めていくことが示されてございます。

大項目7、施設の特性に沿った内容となっているかの(1)スポーツ振興の考え方は、町民にスポーツを普及するために十分な内容かにつきましては、事業計画書9ページから13ページにおいて、スポーツ普及に資する基本方針とその目標を定め、おのおのその具体的取組が示されてございます。

(2)の自主事業の考え方及び実施計画は、地域の特性に合った提案かにつきましては、事業計画書83ページから95ページにおきまして、自主事業においては、継続する事業展開とともに新たな事業や教室イベント等の提案があり、合わせて指導員のスキルアップや緊急時、事故時における対応が具体的に示されてございます。

(3)の体育館利用促進の考え方は具体的で実現可能な提案かにつきましては、事業計画書25ページから33ページにおいて、サービス等を向上させるための方策として、既存サービスの水準の維持に加え、住民ニーズを反映する新たな事業や施設のより効率的な使用方法、利用者に対する機能的、心理的な利用環境の向上に資する提案が示されてございます。

大項目8の実績や経験などの(1)同様類似の業務の実績を有しており、成果は上げているかにつきましては、先ほどご説明申し上げました事業者概要の際の業務実績となつてございますので、よろしくお願いたします。

以上が、選定に関する説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳下委員。

【柳下委員】 パンプトラックでレンタルの道具がありますよね。そうした場合に、破損とか、取り換えるとか、それが使用中のものなのか、指定管理者の管理の件なのか、どういう場合に負担割合、それは指定管理料じゃなくて、町が全部備品については補填とか補償とか買い替えをしますよという、そういった具体的な取決めの内容はどのようになっているのでしょうか。

【杉崎委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 今パンプトラックに置いてあるレンタル用品については、シンコースポーツで用意したもので、町の負担で出したものではありません。破損した場合等については、シンコースポーツで補填するという状況になってございます。ということで、今後は更新された場合も同じような形で進めていくものと考えてございます。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 分かりました。確認ですけれども、すべからく町の負担ではなくて、シンコースポーツで新たなとか、それは、ごめんなさい。道具だけじゃなくて、あの場所が摩耗したりとか、そういった整備内容も含めて、シンコースポーツが全てその費用を負担するようになっているのでしょうか。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 協定の中でリスク分担とございまして、その金額等によって割当てが決まっていまして、たしか15万円以下のものはシンコースポーツが支出して、それ以上のものは町が負うということで、特に備品、ホースであったり、フェンスであったり、その辺の損害があった場合には町がやるという形になるかと思います。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 なるかと思えますというお返事だったんですが、質問は、そういう協定がなされていますかということで、きちんとそうした書面での取交しはなさっているのでしょうか。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 大変失礼しました。協定はちゃんと結んでございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回の指定管理者についてですけど、事業計画書を見ていますと、かなり個人情報、企業情報ということで黒塗りされているわけですけど、これに関して本来審査するに当たっては、どういことをやるのかということも提示してもらえなければ審査できないと思うんですけど、この委員会の中だけでも提示すべきじゃないかと思えますけど、それについて見解をお願いします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 こちらの黒塗りの部分なんでございますが、原則、情報公開条例に基づいた形で今それに準拠した形で黒塗りという形になってございます。これは企業の利益、そういったものを公表するとことによって損なってしまう、そういったおそれがあるという観点から黒塗りという形をとっておりますので、当然外部からの情報公開があっても、この形でお見せするような形になりますので、ご理解いただければと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 山田委員。

【山田委員】 これは公開できないということですけど、これに関して中身を書いてあることで、もし指定管理者がいろんな不都合というか、前の指定管理者も企業が撤退したということもありましたけど、そういうことに関して、情報公開されていないところで起因した場合、どこが責任を取るのかということについて見解をお願いします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 指定管理期間内において不測の事態があった場合ということになるかと思いますが、そういった場合、こちらの事業計画の内容というのも当然精査する必要もありますが、基本的には協定書の中で、その辺の損失であったりか、途中で企業が撤退した場合とか、そういった場合については取り決めさせていただいていますので、そちらをベースに対応するというようなことになってまいります。

以上です。

【杉崎委員長】 山田委員。

【山田委員】 協定書の中でやるということですけど、万が一今回この指定管理者がもし決まらなかった、今回1社なんですけど、決まらなかった場合というのは、来年度どういう運営をするのか、町ではどうするのかというのをお聞きます。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 万が一決定しなかった場合ということになりますれば、また改めて公募という形で募集するというような状況になるかと思います。その期間においては、今町民の方の利用はやはりありますので、その期間については直営で対応せざるを得ないと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

天利委員。

【天利委員】 それでは、何点かお聞かせいただきたいと思います。長々とお説明いただきまして、ありがとうございます。重複してしまうと思うんですが、企業の利益を損なうというのは、十分理解はするんですけども、ただ、その中で中央公園の指定管理では、ここについて企業の情報、ノウハウが書かれているということなんですけど、ここをどうするかが全然見えてこない、今後4年間どうして運営をしていくかというのが見えてこないというのが、課長の説明でいろいろあるんですけども、見えてこないというのがあって、本当に判断ができない部分があるんですよね。ですから、全部黒塗りじゃなくて、民間の企業のノウハウは黒く塗り潰してもいいんですけども、ところどころ表現してくれないと、我々は選定委員会の基準を信用して可否をする形になってしまうのが一番問題だとは思っているので、そこをもう一度考えていただきたい、今後そういったところをどう考えていらっしゃるのかというのと、もう一つは、02-2の資料の3分の3、選定委員会が点数をあげたところございまして、例えば一番上の黒塗りされている部分というのは、どういう内容が書かれているのか、ここは何も書かれていないのか、ただ合計点が書かれているのかというのと、あとその中で1から8まであって、点数がオール5というのを書いてあって、多分ウェイトでここを点数分けしていると思うんですけども、例えば4番の個人情報を適切に管理してできることというのがあって、オール3で27点、平均点を上回っているんですけども、31とか32、個人情報というのは多分非常に大事な要素だと思うんですが、ここが平均点を超えていればいいということじゃなくて、基本的に我々は民間ですと、満点が見つからないと、ここは信用ならないのかなという思いがあって、ですから、標準点オール3をとっていいということではなくて、それぞれ項目、ウェイトがあるので、90点とか、45点とか、こういう形でウェイトが分かれているのは分かって

いるんですけども、標準点オール3をもう一度見直して、平均をとっていただければいいというものではないと思うので、項目ごとにしっかりと点数決めをしていかないとだめなのかなと思っていますので、そういう見解をお聞かせいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 まず1点目の情報公開という部分でございます。確かに黒塗り部分が非常に多い中でのご審議ということで、心苦しく思っているところではございます。現状の企業の考え方、それと情報の取扱いのルールの中では、こういった形でという部分になってしまうんですが、今後にはなっているのかと思うんですけども、その辺は、内容等についてお示しできるどんな形が取れるのかというのは、考えさせていただければなと思うところです。

それと、資料2の黒塗りの採点の部分でございますが、こちらは、今、原文といいますか、大本を確認しますので、お時間をいただければと思います。

それと、3点目の評点の割合の考え方でございますが、こちらにつきましても、標準点を設定した中でトータルで今選定をという形にはなっております。こちらの配分につきましては、いろいろな考え方があるかと思うんですけども、確かに個人情報というのは非常に大事な部分でございます。その点数設定、例えば満点でなければいけないとか、そういった部分についても、評点のもともとの捉え方といいますか、そういった部分を今お話しいただきましたので、こういった形がベターなものなのか、そういったものは今後検討させていただければと考えているところでございます。

黒塗りの部分はお時間いただいてよろしいでしょうか。すみません。

2点目の審査基準の黒塗り部分ですが、こちらについては空白で、特段数字であったり、備考というものはないという状況でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 そこが黒いから勘違いされちゃうんですね。ほかが黒いから、だからこれも隠しているんじゃないかと思われちゃうんだと思うんです。普通に空欄でいいじゃないかと思うんだけど、それは表現の仕方なので。

天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。あまり黒塗りが多いものですから、ここに何が隠されているのかというのが興味津々だったものですから、何もなかったわけですね。分かりました。今度表現は考えていただければありがたいなと思っております。

我々は、民間ノウハウを使ってお願いするということでございますので、多分選定委員会の9名の方々がしっかりと審査されているので、問題ないと私は確信はしているんですけども、そういったところをもう少し我々にも理解できるような形で表現していただくと、審査がよりしやすいんじゃないかなということで、申し訳ないんですけど、今後について、審査とはまた別になってしまうんですけども、考えていただければありがたいなと思っております。

もう一つは個人情報、例えば今回審査の中では標準点が27点で、個人情報に対する方針及びチェック体制は整っているか、31点なので、整っていない部分があるので、整っていない部分は、例えば所管からこういったところを直してください、完全に改善してくださいという形ではご提示は申し上げている

のかどうか、そこだけを確認していただきたいと思います。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 ありがとうございます。点数の中で不足している部分というのは、審査委員会の中でそういった評価の結果と受け止めておりますので、これから指定管理がまた4月から始まりますけれども、その期間において不足となっている部分については、候補者と十分調整、話をしながら、実際の稼働の前にはよりいい状態で動けるような態勢につなげていきたいと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 天利委員。

【天利委員】 これは要望になるかと思うんですが、今後、先ほどの重複になってしまうと思うんですが、ある程度判断できるような材料を、全部黒塗りじゃなくて、企業のノウハウをもっているんな計画をとっていらっしゃるのは分かっているので、それ以外の部分、表示しても構わないよというのを、ぜひ指定管理者と相談しながら我々に提示をお願いしたいなと思っておりますので、これは要望で。

以上でございます。ありがとうございました。

【杉崎委員長】 これは、指定管理者制度を町が導入してから毎回同じような議論になるかと思うんですね、先ほどの山田委員にしろ、今の天利委員にしろ。ほかの自治体と議会がどういう説明の仕方をしているのか私も知りませんが、今、天利委員が言われたように、ある程度審査できる内容でないと、先ほど天利委員が言ったように、選定委員の方たちを信用するか、信用しないかの議案になってしまうので、できる限りの工夫を今後お願いしたいなと思います。他にございますか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点だけ。ネーミングライツに係る件なんですけれども、これはシンコースポーツ寒川アリーナで今あっちの体育館はあるんですが、今回及びパンプトラックになっていますので、施設ごとに名前をつけることが可能なのかどうか、もしくは変わってしまう可能性があるのか、また別々でネーミングライツの権利を有しているものなのかという点をお尋ねします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 今、指定管理者が同じパンプトラックと体育館という形で選定をかけております。そうするとネーミングライツ自体は広く公募はできるかと思うんですけれども、ただ、指定管理者との関連性の中で、指定管理者が例えば違う企業さんがそこにネーミングライツをしたいというお話があったときに、管理者さんのご意向というのも多分出てこうかと思います。なので、現状においては公募の枠は広げるんだけど、そういった環境の中で実際に手を挙げてくださる方が別の企業でいらっしゃるのか、いた場合に、指定管理をしている施設としてそれを容認するのか、あるいは指定管理者であれば、それもネーミングライツという考え方も出ようかと思いますので、その辺は個別の案件といえますか、話の中で定めていく部分も十分にあるのかなと思っております。今現在においては決まった形、こういった形であればいいよとか、そういったものは定まっていないという状況でございます。

【杉崎委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 例えばパンプトラックだけほかの企業さんがネーミングライツを名乗り出た場合、それを許可する、要するにパンプトラックだけはまた別の名前をつけることができるのかという点、もし

くはそれが決まっていらないんだとしたら、どこがそれを決めるのかなと思うんですけれども、もし決まっていなかったら決めてほしいなと思いますが、よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 できるのか、できないのかというところでいけば、できる可能性はあるとご理解いただければと思います。ただ、その中には指定管理者、あとは違う企業さんが入ってきた場合、それと町と所管するところで、ある枠組みの中での協議というのは必要かなと考えているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 事業計画書のあまり黒塗りになっていないところで聞かせていただきたいのですが、109ページから110ページの辺りに関して、雇用について書かれているところがありまして、ここで雇用としては、1つは町民雇用、そして高齢者の雇用、そして女性の雇用、あと障害者の雇用と書かれているようなのですが、まず現状を、全従業員に対して町民はどれぐらい雇用されているのか、高齢者はどれぐらい雇用されているのか、女性はどれぐらい雇用されているのか、障害者はどれぐらい雇用されているのか、もしお示しできるようでしたらお示しいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 すみません。先に女性の雇用につきましては、現在55%でございます。それで障害者の方の雇用という面につきましては、シンコースポーツさんのグループ全体の中でという枠組みになりますが、これは2.48%、ただ、法定雇用率が2.2%という状況となっていることなんです、それよりも多いような雇用状況にはなっております。それと町民の方の現状の数値というのは、申し訳ありません。把握してございません。ただ、90%以上を目標とするというような考えは、共同事業体から伺っている状況です。

以上です。

【杉崎委員長】 高齢者の方の……。

【畠山都市計画課長】 高齢者の方の比率というのも、すみません、今把握してございません。

【杉崎委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 女性の点と、あと障害者の点は明確にご回答いただきました。雇用の部分、町民、高齢者、女性、障害者に関しては、協定でしっかり定められている事柄になるのでしょうか。それとも先ほど町民に関しては90%以上目標というようなお話もありましたが、特に明確に協定で定められているわけではなく、あくまでシンコーさんの目標値になるかどうか、その辺りをご説明いただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 こちらは具体の数字、そういった方の雇用何%以上というものは、協定書には含まれていない状況ですので、今お話しさせていただいた数字につきましては、共同事業体の現状及び目標でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。
暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会・文教福祉常任委員会連合審査会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前9時49分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年2月24日

委員長 杉 崎 隆 之